

5 太陽光発電施設の設置に関する条例・ガイドライン

●担当課
エネルギー環境課
創エネルギー推進担当
(電話048-830-3024)

目的

太陽光発電施設を設置する者が、安全や周辺環境等に配慮するとともに、近隣住民等に対して、事業計画内容を事前に明らかにすることなどにより施設の導入が円滑になされることを目的とする。

制度概要

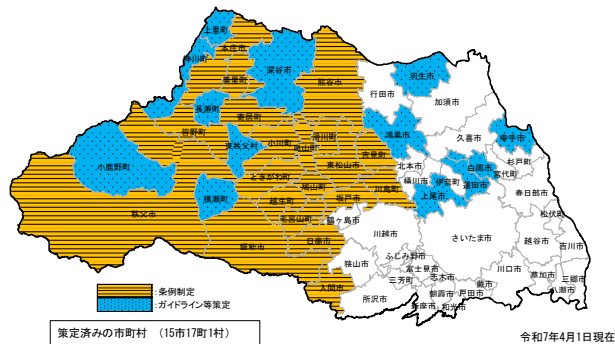
「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）」に基づき、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業については、資源エネルギー庁の定める事業計画策定ガイドライン、電気事業法をはじめとした関連法令、各市町村が策定する条例やガイドライン等を踏まえる必要がある。

県では、各市町村が策定するガイドラインのひな形を提示しており、県内32市町村が条例やガイドライン等を策定している。（令和7年4月1日時点）

条例やガイドライン等には、事業を進める上での手続、留意事項や関連法令の窓口が定められているので、事前に各市町村や法令等窓口相談を行うなどし、地域に受け入れられる施設となるように努める必要がある。

また、条例やガイドライン等未策定の市町村に設置する施設についても、県のガイドラインひな形の留意点等を参考に事業を進めていただきたい。

県内条例・ガイドライン等策定市町村



●事業主体

民間事業者等

●根拠法令等

- ・再エネ特措法（経産省）
- ・電気事業法（経産省）
- ・事業計画策定ガイドライン（経産省）
- ・環境配慮ガイドライン（環境省）
- ・説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（経産省）

●創設年度

平成28年12月（県ガイドラインひな形作成）

●制度の留意点

- ①発電事業を行う者は、電気事業法に基づく発電事業者として設備の設置・管理をする責任があり、技術基準への適合や適切な管理を行う必要がある。
- ②設置箇所により、関連する法令や市町村の条例やガイドライン等が異なるので、手続きに漏れが無いよう各窓口への事前相談が必要となる。
- ③計画の段階で、当該地域の現状などを十分に把握し、地域と十分なコミュニケーションを図ることが重要である。
- ④廃棄費用の積立の義務化や被災した場合の施設復旧費など、安定的な施設運営のために事業計画に取り込むことが必要である。
- ⑤令和6年4月の再エネ特措法改正により、事業計画認定申請前の関係許可取得、及び出力50kW以上の施設について説明会の開催が要件化された。

事業の流れ（主な一般的な手続き、留意点を記載しているので、詳細は、施設を設置する市町村や関連法令窓口にお問い合わせのこと。）

計画策定

- ・設置箇所の調査・選定及び施設規模の検討
- ・当該市町村・地域との調整
- ・土地の権原取得
- ・関連法令等の把握、手続き

経済産業省への事業計画認定の申請・認定

- ・事業計画認定申請日の3ヶ月前までに、出力50kW以上の施設については、説明会の開催、出力50kW未満の施設については、事前周知措置の実施がそれぞれ必要
- ・条例・ガイドライン等策定市町村に対し、事業着手30日前まで（日数は市町村によって異なる）に着手届や地域への説明会状況等の資料提出が必要となる場合あり

事業着手

- ・周辺環境や景観と調和した施設整備への配慮
- ・適切な土砂流出、雨水排水対策の実施
- ・運転開始までに標識・柵塀の設置

事業完成・運転開始

- ・運転開始時報告、定期報告提出（資源エネルギー庁）
- ・適切な維持管理
- ・災害時などにおける第三者への被害防止対策

事業終了・施設撤去等

- ・事業終了後の施設の適切な撤去・廃棄などの実施

※各市町村が策定した条例やガイドラインなどでは、対象となる施設規模や届出の内容、時期などが異なるので、計画の初期段階で各市町村に確認が必要である。